

令和7年度

事業計画書



社会福祉法人 安代会
Social Welfare Corporation Ashirokai

はじめに

厚生労働省は人口動態統計を基に計算した結果、令和6年の出生数は68万7,081人になるとの見込みを示した。令和5年の出生数72万7,288人（確定値）よりも5.5%程度減る見通しとなり、高齢者の死亡率が低下している状況から超少子高齢社会に拍車かかった。目下、八幡平市においても、令和5年の出生数は60人と過去最低を記録し、深刻な状況である。社会で子どもを支える目的とした「子ども・子育て拠出金」は、その費用を法人が負担し、児童手当や地域子ども・子育て支援事業等に充当され、より良い子育て環境づくりに努めたが成果は出ていない。更に高額療養費の上限額を引き上げて、浮いた給付額を子育て支援に充てるといったことも議論されている。まさに危機的状況であるといっても過言ではない。

一方、介護保険制度については、令和6年度から始まった盛岡北部行政事務組合介護保険第9期計画は、1年目の第三四半期を経過した。安代会においてもそうだが在宅サービスが縮小し、前年同月比で7.3%減少し大きく後退している。高齢者の人口減少もそうだが、アクティブシニアが増えている理由が挙げられる。保険者圏域でのサービスの再編が必要になってきており、安代会では通所介護事業所を地域密着型通所介護に変更し、報酬と経費のバランスをとるようにした。しかし、それだけでは不足で、新たなニーズに対応した事業者が開業すると旧態依然とした事業所は淘汰されてしまう。既に通所介護事業所はレスパイト型からリハビリ型へ移行しており、サービスの主流はお預かりからリハビリテーション型となっている。レスパイトを中心としたデイサービスは、利用者のニーズから外れていると考えられる。また、安代会の訪問介護事業も休止しているが、令和6年の全国の訪問介護事業の休廃業件数は448件にも上った。慢性的な人手不足と追い打ちとなった基本報酬のマイナス改定は大打撃となった。訪問介護事業は介護保険制度と在宅生活の根幹であり、事業の必要性は十分に理解しているが、運営にはリスクが伴うことから慎重な検討と判断が求められる。

社会福祉法第24条第2項「地域における広域的な取組み」とあり、地域の実情に応じた取組みが社会福祉法人の使命として謳われている。安代会においても、「地域共生社会」に向けた様々な地域貢献事業を進め、住み慣れた地域での生活が叶うように支援していかなければならない。先行きが予測できない世界情勢や経済状況において、感染対策をはじめ自然災害時にも対応できる「力」や「体力」を養う社会福祉法人を目指す。

既に介護事業は新たな時代が到来した。介護事業は国営ではなく、民営であり、自由経済社会の生存競争の真っ只中にある。職員も、業務が多忙を極めることもあり、変化を望まない傾向にあるが、今後は更に事業者間の二極化が進み、介護業界の再編成が加速する。「選択」と「集中」、大きな意識改革と方向転換は目の前である。

目 次

第1章 法人のC Iと理念

I	基本理念	3
	V I S O N	4
	V A L U E	4
	A C T I O N	5
II	令和7年度重点目標	6

第2章 法人の事業計画

I	法人事業の推進	6
II	法人会議計画	9
III	職員研修計画	10
IV	法人委員会計画	11
V	施設整備等計画	13
VI	設備、車両点検計画	14

第3章 サービス部門の事業計画

I	特別養護老人ホームりんどう苑	15
II	りんどう苑デイサービスセンター	19
III	安代会居宅介護支援事業所	20
IV	ふれあいセンター安代デイサービスセンター	21
V	グループホームやがみ	23

第4章 受託部門の事業計画

I	りんどう苑在宅介護支援センター	24
II	ふれあいセンター安代高齢者生活支援ハウス	25

— 第1章 法人のC Iと理念 —

I 基本理念

社会福祉法人安代会 CI コーポレートアイデンティティ

MISSION

理念

「一生も、一瞬も。」

人は尊く、儚い人生を歩んでいます。

歩み続けた人生には、かけがえのない記憶や思い出が詰まっていて、
私たちはそれに寄り添うことを許される存在です。

寄り添うという言葉は簡単に聞こえるかもしれませんが、
決してそうではなく、視野を広げ、心を重ねるケアが必要です。

そのためには、その人を知り、共に暮らし、
想いをカタチにすることが大切なことだと思います。

「一瞬」の喜びや悲しみも共感すること、「一生涯」この郷土で暮らす価値を
提供するというのが私たちの根幹に存在しています。

高齢社会を迎える日本、私たちはより一層社会の期待を背負っています。
歩みを止めず今日より明日、明日より未来が輝く社会づくりを実現する

一歩先行く社会福祉法人を目指します。

VISION

ビジョン

私たちは最善のケアをもって、
関わる全ての人々が安心な生活を送れる社会を作ります。

VALUE

価値観

一人一人のらしさ、その人らしい生活を続けられる環境を作ります。

寄り添うことを大切に、心が通うコミュニケーションで対応します。

八幡平市に「働きたくなる会社」「働く喜び」を感じられる企業としてあり続けます。

介護業界の誇り、素晴らしさを体現し、業界の価値を高めることに貢献します。

ACTION

行動指針

I

相手軸

相手の立場になって考え、行動する。

II

尊厳

尊重の姿勢、敬う心を大切にする。

III

チームワーク

助け合いの姿勢と行動。

IV

責任感

業務を完遂させ、責任を持つ。

V

表情

笑顔で接し、笑顔を引き出す。

VI

原点

初心を忘れず、常に向上心。

VII

対話

丁寧なコミュニケーション。

Ⅱ 令和7年度重点目標

(1) サービスの質の向上

認知症利用者に対するサービスの質の向上を目指し、施設・事業所において適切な認知症介護が実践できるように、職員に対する指導者を育成する。

(2) 事業継続計画（BCP）の実践

自然災害や緊急事態、感染症等のリスクに対する計画を訓練や研修を通して実践する。感染予防から一時休止していた地域協力組織からの訓練の参加を賜りながら、有事に備える。

(3) 地域との関係性

感染予防という目的から見送られていた行事や事業を安全安心の観点から検討し、地域との交流を進める。また、社会福祉法人の地域貢献事業を通して利用者のみならず地域の方々の郷土での暮らしを支援する。

— 第 2 章 法 人 の 事 業 計 画 —

I 法人事業の推進

人権の尊重

- (ア) 尊重する姿勢や敬う心の向上を図るため倫理規程、ルールブックに基づく職員教育を感染症の状況を考慮しながら実施する
- (イ) 利用者の権利擁護や権利侵害について理解を深めるため、サービスや自己の支援について振り返る機会を設ける
- (ウ) 身体拘束は「切迫性」「非代替性」「一時性」により、慎重に判断することで実質「ゼロ」を目指す
- (エ) 権利擁護並びに虐待防止を推進するため、指針及びマニュアル等を活用していく

サービスの質の向上

- (ア) 提供する福祉サービスについて年1回自己評価する
- (イ) 利用者、家族の満足度調査を年1回実施し、その結果をもとに改善計画を次年度の事業計画に反映させる
- (ウ) 福祉サービス第三者評価の受審結果やL I F Eで集積されたエビデンスを活用し、サービスの質の向上を図る
- (エ) 利用者のプライバシーが確保されるよう年1回研修会を開催する

地域との関係の継続

- (ア) 感染状況を踏まえつつ、地域に根付く行事や伝統芸能、小中学校等の教育機関、保育所等との行事には積極的に参加できるよう支援する
- (イ) 八幡平市介護支援ポイントモデル事業をはじめとする、慰問等のボランティア支援を活用していく

生活環境・利用環境の向上

- (ア) 利用者の意向やこれまでの生活の趣が継続できるよう、愛用品等の持ち込み等を提案し、居室の環境に配慮する
- (イ) 防災計画に基づき防災訓練及び定期的な設備の点検を行い、利用者の安全安心を担保する。また、自然災害、感染症を含めたBCP（事業継続計画）「以下、BCPとよぶ」を実践する
- (ウ) 通信機器を用いた面会等を増やす

地域における公益的な取り組みの推進

- (ア) 「ドライブサロン」を継続すると共に、対象地域以外のニーズも把握していく。適切な利用回数とエリアを検討していく
- (イ) 生活困窮者支援のため「I W A T E あんしんサポート」を迅速に実施できるよう、手順等の研修を進める
- (ウ) 不良な生活環境等に対し、法人と行政及び地域の方々と共同で支援していく

信頼と協力を得るための情報発信

- (ア) 事業計画、事業報告、提供するサービス内容を広報誌、ホームページを通じて情報発信を行う
- (イ) SNSの普及を踏まえ、職員や関係者に対し適切な情報管理に関する指導を進めていく
- (ウ) サービス提供等に関する必要な記録を整備するとともに、適正な管理のため文書教育等を行う
- (エ) サービスに関する苦情・相談、第三者評価結果並びに法人情報についてホームページを通じて公表する

トータルな人材マネジメントの推進

- (ア) 良好な職場環境に努めるため、ルールブックの浸透と必要に応じた改善を図る
- (イ) 仕事の生産性と情報共有を高めるため、介護記録システム、サイボウズやメール等を活用し業務の効率化を図る
- (ウ) 通信端末を活用することで業務の軽減化や短縮化を図る

人材の確保に向けた取り組みの強化

- (ア) ホームページリクルートサイトを活用し、積極的な情報発信から法人の確かな魅力を伝え、人材確保に努める
- (イ) 小中学校への福祉教育を行うため「福祉の仕事講座」を中心に啓発を図る

人材の定着に向けた取り組みの強化

- (ア) ワークライフバランスに配慮するため、常勤職員の有給休暇取得数平均 10 日以上及び非常勤職員の取得を推進する
- (イ) 施設長、上司との面談を年 2 回実施し、コミュニケーションを取りながら業務を進める組織風土を推進する
- (ウ) 採用 3 年未満、特に 1 年未満の職員についてフォローアップを意図的に行い定着につなげる

人材の育成

- (ア) 管理職、リーダー層をはじめとしたキャリアパス研修を計画的に実施する
- (イ) 専門性の高い人材を育成するため介護支援専門員 1 名、介護福祉士 1 名、認知症実践者研修修了者 1 名の資格取得を目指す
- (ウ) 自己啓発制度を推進し個々のスキル向上とモチベーション向上に努める
- (エ) 新採用職員にはチューターを配置し、マニュアルを活用した意図的、計画的な指導を目指す

コンプライアンスの徹底

- (ア) 職員に対する社会福祉関係法令、労働関連法令等適切な理解を促すため朝礼や法人メール等を利用し周知徹底に努める

組織統治の確立

- (ア) 定時評議員会を 6 月、年 4 回以上を原則とする理事会と内部監査の実施から法人経営の牽制機能を強化する
- (イ) 外部会計監査を継続し、専門的知見からチェック体制を強化する

健全な財務規律の確立

- (ア) 経営会議において毎月、経営実績シートを作成し情報共有する
- (イ) 業務分担、職務権限に基づき適正な会計処理を行うため、決算等に関する研修会へ参加し理解を深める
- (ウ) 管理者及び主任等職員の収支意識を醸成するため、年 1 回以上経営会議にて経営指標を共有する

Ⅱ 法人会議計画

社会福祉法改正により、評議員会には法人の基本的事項の決定決議と理事会等の執行機関に対する牽制監督という役割を担い、理事会は全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなり、経営組織のガバナンスが強化された。

経営会議は経営状況を共有化し、事業運営の課題を抽出することにより、意見交換、分析、協議を通じて改善に反映させ、経営の適正化、健全化を図る。

① 年間事業計画表

月	予定日	予定事業	予定案件
6 月	上旬	第 1 回理事会（旧役員）	計算書類の承認、理事候補者の選任、評議員候補者の決定、評議員選任・解任委員の決定、評議員選任・解任委員会の日時、議題
	下旬	定時評議員会	評議員会の日時、議題、案件
		第 2 回理事会（新役員）	理事及び監事の選任 計算書類の承認 理事長の選定
9 月	下旬	第 3 回理事会	定例理事会 補正予算 情報交換
12 月	下旬	第 4 回理事会	定例理事会 補正予算 情報交換
3 月	下旬	第 5 回理事会	事業計画、予算、規程改正等

② 年間監査計画表

月	予定日	内部監査	外部監査
5 月	下旬	定期監査 令和 6 年度決算、事業報告	決算監査
7 月			内部統制的監査
8 月	下旬	定期監査	
10 月			内部統制的監査
12 月	下旬	定期監査	
1 月			内部統制的監査
3 月	下旬	定期監査	

Ⅲ 職員研修計画

① 期待する職員像

- ・福祉サービスに必要な倫理観のある人材
- ・福祉の専門職として、技術や知識を習得した人材

② 研修の重点目標

- ・キャリアに応じた知識、スキルの習得
- ・自己啓発の援助により士気意欲を向上させる
- ・職位、職責に応じた階層別研修を進める

③ 具体的研修計画

- ・新任研修の実施、チューター制度を活用した教育
- ・年に1回、上司とのカンファレンスを通じ、スーパービジョンを行う
- ・専門講師、介護労働安定センター等を活用した集合研修の開催
- ・自己啓発制度の周知、利用促進
- ・動画研修の実施により知識、技術の定着化を図る
- ・研修計画の実施状況を数値化し管理する

④ 年度研修計画

ア 階層別研修

等級	業務職	等級	監督・指導職	等級	管理職
2 級	福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【中堅職員研修】	5 級 4 級	福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【管理職員研修】	6 級	経営管理研修
1 級	内定者研修 福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【初任者研修】	3 級	福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【チームリーダー研修】		

イ 年次研修計画

月	職場内	職場外
4 月	新任職員研修 全体会 倫理及び法令遵守	
5 月	感染症・食中毒の予防及びまん延防止研修① 認知症についての研修	人事考課研修
6 月	B C P (自然災害・感染症)研修・訓練①	リスクマネジメント研修 虐待防止研修
7 月	緊急時対応研修 医療的ケア職員研修①	キャリアパス生涯研修「管理職員編」 キャリアパス生涯研修「チームリーダー編」

	褥瘡についての研修	認知症介護実践者研修
8月	身体拘束・リスクマネジメント研修①	キャリアパス生涯研修「中堅職員編」 雇用管理者講習
9月	看取りに関する研修	介護職員等医療的ケア研修 全国経営者協議会全国大会
10月	感染症・食中毒の予防及びまん延防止研修② 食事サービス委員会研修	メンタルヘルス研修
11月	B C P（自然災害・感染症）研修・訓練② 医療的ケア職員研修②	キャリアパス生涯研修「初任者編」
12月	排泄についての研修 高齢者虐待防止研修①	中長期計画策定セミナー 福祉サービス苦情解決
1月	身体拘束・リスクマネジメント研修②	中央ブロック高齢協研究会議
2月	高齢者虐待防止研修②	
3月		中央ブロック施設長等研修

Ⅳ 法人委員会計画

① 中長期計画策定委員会

中長期計画書（2025年～2029年度）実施と検証をする。

（ア）人材確保にむけて求人紹介機関や学校のみならず、他方面への宣伝方法の検討やアクティブシニア等の採用や活用を促進する

② 苦情解決委員会

福祉サービスの内容や生活環境等へ利用者からの意見や要望、提案に対し組織的に対応し、福祉サービスの質と利用者からの信頼を高める。

（ア）運営適正化委員会等が開催する外部研修に参加し、迅速、適切な対応力を養う

（イ）意見箱や投函用はがきを活用できるように利用方法をわかりやすくすることで、相談、要望に関する手順を整備する

（ウ）苦情対応を適切に行うことで、法人内のサービス向上につなげる

（エ）苦情対応マニュアルの見直しを行い、改善点があれば改定を行う

③防災対策委員会

不測の事態が発生した場合の応急対策、復旧対策の基本に従い、総合的かつ計画的な体制の整備及び推進を図り防災対策の強化を図る。

- (ア) 災害時にBCPを実行できるよう、必要に応じて平時からの周知・研修・訓練を定期的に行う
- (イ) 事業所の業務に沿ったマニュアル等の作成及び見直し等を行う
- (ウ) 備蓄品の充実に努めることとし、年1回以上在庫の確認を行う

④衛生委員会

労働安全衛生法に基づき、職員の危険や健康障害を防止するとともに快適な職場環境づくりを図る。

- (ア) 労災発生件数「0」と職員の健康意識向上を目指す
- (イ) 介護職員の身体的負担軽減に向けた取り組みを実施する
- (ウ) ワークライフバランス充実のため福利厚生関係の情報を提供する

⑤感染症対策委員会

平時の感染予防、感染症発生時における対応策を検討し、利用者の安全確保を図る。

- (ア) 法人全職員が感染予防について教育（研修）に加え、訓練（シミュレーション）を継続し、うち1回はBCPの教育と訓練を合わせる
- (イ) 各事業所のサービス形態にあったBCP及びマニュアルを見直す
- (ウ) クラスタ、蔓延にならないよう初動期の対応を身につける。また、新興感染症のみならず、高齢者が引き起こしやすい感染症についても対応策を明文化する

⑥認知症ケア委員会

認知症ケアに対する知識習得の為の企画、認知症にある利用者の尊厳の尊重とその人らしく生活できるような活動支援、配慮を図る。

- (ア) 動画研修の視聴と感想提出100%を目指す
- (イ) 現場の情報を共有し、チームケアに努める

⑦虐待防止検討委員会

利用者尊厳や基本的人権はもとより、全ての高齢者虐待が防げるよう指針やマニュアル、職員の知識や倫理観の向上を図る。

- (ア) 指針やマニュアルを再検証し、必要に応じて改正及び周知する
- (イ) 「指針」及びマニュアルを用いた参集型の研修や事例検討会を進める

⑧身体拘束適正化委員会

身体拘束の禁止の基準に基づき、身体的拘束発生ゼロを目指すとともに、身体的拘束の弊害、リスクに関する研修を継続する

- (ア) 身体拘束のリスクや影響を意識する為の研修会を年2回開催する
- (イ) 定例会を3ヶ月に1回ごとに開催、身体拘束の事案については1ヶ月に1回ごとに委員会を招集し、検討を行う

(ウ) マニュアル改定にて追加されたスピーチロックについて職員間で周知し、研修会でも
取り上げ意識の向上を図る

⑨リスクマネジメント委員会

介護事故を報告のみに留めず、各入所者のアセスメント、業務改善、マニュアルの改定に
役立てていく。

(ア) 個々のリスクや事故報告について、P D C Aサイクルに則ったアセスメント及び対応
策の検討を行い、24Hシートへ反映する

(イ) 定例会を3ヶ月に1回ごとに開催し、委員会での検討が必要と思われるときは臨時の
委員会を開催して、過失と伺える事故（擦過傷等）の発生ゼロを目指す

(ウ) 法人内研修を年2回行い、個々のリスクへの対応力向上を目指す

⑩広報委員会

広報誌とホームページの企画や運用を行い、法人の情報を発信する。

(ア) 定期的に情報を発信するため、広報誌を年4回発行する

(イ) 採用後のイメージに繋がるような法人の情報や利用促進になるようなサービス内容を発信
する

(ウ) SNSのアカウントの再取得を目標に運用方法を決める

⑪地域貢献委員会

地域における福祉ニーズを把握し、生活課題や福祉課題の解決、緩和となる取組みを企画、
実践することにより地域福祉の向上を図る。

(ア) 交通弱者課題に対し、社会福祉法人の地域貢献事業ドライブサロンを継続

(イ) 社会的孤立等から不良な生活環境で暮らす住民に対し、アウトリーチの視点から
支援を実施する

V 施設整備等計画

月	事業名	内 容
4 月	複合機更新	設置後 10 年が経過し、メーカーの保守が終了す るため
6 月	普通自動車更新	納車予定

VI 設備、車両点検計画表

利用者が生活を安全に送っていただくため、法定点検のほか施設設備の保全を計画的に実施する。

月	設備保守点検	車両保守点検
4 月	電気設備月次点検	キャラバン (No.4101)
5 月	ガラス清掃 温水ボイラー点検	
6 月	電気設備年次・月次点検 浄化槽法定検査	普通自動車車両購入
7 月		ミライース (No.4114) ハイゼット (No.0033) ハイゼットトラック (No.4113) ポルテ (No.5133)
8 月	電気設備月次点検	アトレー (No.3388)
9 月	機械設備保守点検 (ボイラー、貯水槽、地下タンク、暖房設備) 消防設備機器点検 厨房設備清掃点検	
10 月	電気設備月次点検	
11 月		ローダー点検
12 月	電気設備月次点検	キャラバン (No.2510)
1 月	温水ボイラー点検	
2 月	電気設備月次点検	アルト (No.3172) アルト (No.3173) セレナ (No.7918)
3 月	消防設備総合点検 温水循環ポンプ点検	ハイエース (No.1092)

— 第 3 章 サービス部門の事業計画 —

I 特別養護老人ホームりんどう苑

1 基本方針

個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその方の立場に立ってサービスを提供するよう努める。また、施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。

2 りんどう苑の目標

- 協調と融和により、利用者本位の苑を目指します
- 日々研鑽を積み、質の高い苑を目指します
- 地域社会に貢献し、愛される苑を目指します

3 利用者数見込み

長期利用者 20,325 名（1 日平均 55.6 名）

短期利用者 2,798 名（1 日平均 7.6 名）

4 職員体制

施設長	事務員	生活相談員	介護支援専門員	看護職員
1	2	1	1	6 (2)
介護職員	栄養士	機能訓練指導員	歯科衛生士	介護助手/用務員
23 (1)	1	2 (2)	1 (1)	6 (6)

（ ）はうち非常勤職員

5 サービス

① 介護職員

- （ア）多職種との情報共有を密にし、個別サービスを提供できるよう努めていく
- （イ）人材育成がしやすい環境作りに力を入れていく
- （ウ）認知症に関する研修を通して知識や技術の向上を図り、実践に繋げていく

② 看護職員

- （ア）利用者の健康管理及び健康診断を実施する
- （イ）感染対策委員会と協働のもと新型コロナ対策をはじめ各感染症予防に努め、拡大防止に努める
- （ウ）最新情報を得ながら、必要に応じて各マニュアルの見直し、加えて研修会を行うことにより理解を目指す
- （エ）状態変化等必要時家族に状態報告を実施し、信頼関係を築き安心して施設生活をおくれる

(オ) 記録の充実に努め、各部署との情報共有を図る

(カ) 利用者や家族、職員がこの施設で生活できて良かったと思える看取りケアを行う

③ 機能訓練指導員

(ア) 多職種と協同し、利用者の状態に合わせた自立訓練やセルフケア、ADL訓練などを行う

(イ) 嗜好やニーズに合った趣味活動・軽作業訓練が出来る様支援し、共に活動する

(ウ) 感染症対策を講じながら、週4時間程確保し機能訓練を実施、記録する

④ 介護支援専門員

利用者一人ひとりの「豊かな老いの時間」を過ごして頂けるように、ニーズがケアプランに反映され、他職種間と連携し総合的に支援する。

(ア) 科学的介護への取り組みの継続と、LIFEのフィードバックを活用したケアプラン計画を作成、実施したPDCAサイクルを継続することにより利用者に必要なケアを継続する

(イ) 記録の重要性を再認識し、他職種、専門職間で情報を共有することにより、適切なケアプランを計画する

(ウ) 日々、変化するケアは24Hシートの変更などで対応し、職員が確認、対応できる体制を継続できる

⑤ 生活相談員

(ア) 遠方の利用者家族が増加しているため、オンライン面会を活用することで、1日当たり3名以上の面会人数を目指し、年に3回程度の定期的な連絡を行う

(イ) 家族会と協同しながら、家族が参加できる行事を年4回以上開催する

(ウ) 利用者の要望、相談をケアに反映しやすい環境を作るため、定期的に利用者へ聞き取りを行う

(エ) 利用者の生活歴を理解し、地域との交流やボランティアを通して地域参画を支援する

⑥ 栄養士又は管理栄養士

(ア) 利用者個人の摂食嚥下機能に応じた食事を提供し、低栄養のリスクが「高い」者を減らす

(イ) 「日本摂食嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2021」と食事形態の相違を無くす

6 年間予定

	内容	備考
4月	誕生会（毎月）、ミニバスハイク	
5月	母の日、小中学校運動会見学、バスハイク	田山小学校、安代中学校
6月	家族交流会、父の日、ミニバスハイク	家族との交流
7月	夕涼み会、八幡神社祭典見学、七夕	
8月	夏祭り、盆供養、バスハイク	地域、家族との交流

9 月	敬老会、彼岸供養	地域、家族との交流
10 月	文化祭見学、ハロウィン	
11 月	家族合同夕食会	家族との交流
12 月	クリスマス忘年会	
1 月	初笑い、鏡開き、	
2 月	節分、バレンタインデー	
3 月	彼岸供養、ひな祭り、ホワイトデー	

7 委員会

① 入退所検討委員会

指針に従い入所決定過程の透明性、公平性を確保し、必要性が高い場合において円滑な入所を図る。

(ア) 第三者委員及び行政機関関係者を含めた委員会を定期開催（年4回）する事で、運営の透明性を図る

(イ) 切迫性や緊急性の高い事案に対しては、委員会を招集しニーズに応じていく

(ウ) 入所案内から契約入所まで迅速に行う

② 生産性向上委員会

介護現場における生産性向上の取り組みの促進と、介護ロボット等を活用し、利用者の安全およびサービスの質の確保と職員の負担軽減を図る。

(ア) 自己評価の取り組みについて取り組みやすい方法で、業務負担にならないような評価方法を検討し、自己評価後の課題を改善する事によりサービスの質の向上を図る

(イ) 介護ロボットの活用で、利用者の安全確保に努めるとともに、記録の効率化など業務改善につながるように、I C T機器を全職員が活用できるような体制を構築する
また、生産性向上ガイドラインを活用した業務改善の考え方や取組のポイントを確認し、介護ロボットやI C Tの活用による効果をデータとして提出できるような体制を整える。

② 行事クラブ委員会

利用者の生活に楽しみを提供する為のプログラムの企画、運営を行い身体機能維持、コミュニケーションの活性化等を図る。

(ア) 毎日、楽しみを持って生活して頂けるように、レクリエーションを継続的に行う

(イ) 地域行事の鑑賞など、地域住民との交流を図る

(ウ) 利用者の身体状況に合わせて無理のない程度に参加できる催しを企画する

④ 褥瘡対策委員会

褥瘡は複合的な要因で発症するもので、出来た傷だけを見るだけではなく、全身状態・生活環境等、利用者1人ひとりの状態を見て、予防に努め、適切な日常ケアを行う。

(ア) 3ヶ月に1回定例会を開催し、入所者の状態把握とハイリスク者への対応を検討する。

また、対応策を確実に実施できるよう職員間で連携を高められるように努める

(イ) 褥瘡について全職員で知識を高めるため、年に1回は研修を行う。

⑤ 排泄検討委員会

利用者の心身の状況や意向を踏まえ衛生面、安全面に配慮し、利用者一人ひとりに合わせた排泄ケアを提供出来るように努める。

(ア) 利用者の一人ひとりに応じた排泄方法、使用物品の確認、見直しを継続して行う

(イ) 3ヶ月に1回会議を開き排泄・入浴に関する情報収集と他職種や職員間の情報の共有、連携に努める

(ウ) 排泄、入浴に関する職員の知識と技術のレベルアップを図るため年1回以上の研修を行い、専門職としての資質向上に努める

⑥ 食事サービス委員会

利用者が毎日の食事を楽しくかつ安全に摂取することができるよう食事サービスを行う職員すべてが自覚と責任を持ち行動できる力を身につける。

(ア) 食事サービス提供に係る研修を行う

⑦ 口腔内のたんの吸引等安全対策委員会

事故防止の検討、意見調整を行い、介護職員が口腔内のたんの吸引を安全に行うことを図る

(ア) 安全委員会を定期的（隔月、不測の事態が生じた場合は随時）に開催し、医療的ケアの安全を推進する

(イ) 医療的ケア業務従事認定者への定期的な研修会を実施し、医療的ケア技術の向上を推進する

(ウ) 医療的ケア業務従事認定者の取得者は1名を目指す

8 会議計画

① 給食会議

法人と給食委託業者との協力・連携体制を強化するとともに、利用者の生活の質向上をねらいとした安全で美味しい食事の提供を行うため協議する。

(ア) 開催時期・・・毎月第3月曜日（行事の予定等により変更あり）

(イ) 構成員・・・施設長、デイ生活相談員、給食委託業者、管理栄養士

② 介護主任会議

良質な介護サービスを目指し、安全と安心に配慮した各種リスクマネジメント、職員への指導方法を話し合い、統一した方向性を確認する。

(ア) 開催時期・・・月1回

(イ) 構成員・・・主任、副主任介護士

③ 介護職員会議

介護職員の意見や意欲、改善案を汲み取り、おもいやりのある介護、サービス向上への建設的な会議の場を設け統一した方向性を確認する。

(ア) 開催時期・・・月1回

(イ) 構成員・・・介護職員

Ⅱ りんどう苑デイサービスセンター

1 基本方針

住み慣れた地域での生活が継続できるよう、日常生活の活性化、自立的生活の助長、心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消、家族の介護負担の軽減や介護方法の助言、機能訓練指導員による身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練の充実を図る。独居等の高齢者には、介護予防や日常生活上の支援を行い、要介護状態への進行を防止し、在宅での自立した生活の維持向上を図る事を目的に支援する。

2 重点目標

- (ア) 稼働率 80%。平均利用 15 名
- (イ) 感染症対策
- (ウ) マニュアルの整備
- (エ) 介護技術の向上を図るために、職員研修を図る

3 利用者数見込み

通所介護利用者 3,250 名

介護予防・日常生活支援総合事業利用者 455 名

4 職員体制

管理者兼 生活相談員	看護職員	生活相談員 兼介護職員	介護職員	機能訓練指導員
1	3 (3)	1	4 (2)	2 (2)

() はうち非常勤職員

5 各種会議計画

① りんどう苑デイサービスセンター職員会議

業務内容、行事、利用者に対するサービス提供、解決すべき事項を協議し、りんどう苑デイサービスのあり方に対する共通認識、協力体制の強化を図る。

(ア) 開催時期・・・月 1 回

② ケアカンファレンス（デイサービス内）

よりよいサービス提供のために職員同士が、情報の共有や共通理解を図り、問題の解決を図る。

(ア) 開催時期・・・適時開催

③ 運営推進会議

地域密着型通所介護事業の適切な運営を図るため、事業の実施状況、評価、助言等の運営について協議することを目的とする。

(ア) 開催時期・・・6ヶ月に1回（5月と11月）

(イ) 担当者・・・管理者

(ウ) 構成員・・・利用者の代表者、家族の代表者、地域住民の代表者、八幡平市職員、理事長が認めた者

6 年間行事予定

月	内容
4月	スカットボール
5月	どっぴき
6月	誕生会（4月、5月、6月）、七夕装飾
7月	長さ比べ
8月	夏祭り上映会
9月	茶話会、誕生会（7月、8月、9月）
10月	共同作品作り、紅葉見学
11月	運動会、手工芸
12月	手工芸、クリスマス会、誕生会（10月、11月、12月）
1月	かるた大会、どっぴき
2月	春の装飾作り
3月	誕生会（1月、2月、3月）、茶話会

Ⅲ 安代会居宅介護支援事業所

1 基本方針

利用者が住み慣れた地域で家族、地域住民と共に自分らしい生活を送ることができるよう、総合的且つ効率的なサービス提供に努める。

2 重点目標

(ア) 「適切なケアマネジメントの手法」を取り入れたケアマネジメントを展開し、利用者が長く住み慣れた地域、自宅で生活することができるよう支援する

(イ) 利用者を支える家族が、仕事等と介護の両立ができるよう支援する

3 計画作成数見込み

居宅介護サービス計画作成数 年間 852 件

介護予防サービス計画作成数 年間 324 件

4 職員体制

管理者 兼主任介護支援専門員	介護支援専門員
-------------------	---------

1	2
---	---

5 会議計画

① 居宅介護支援事業所サービス提供会議

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とする。

(ア) 開催時期・・・おおむね週1回、毎週水曜日午前中開催を原則とする

(イ) 担当者・・・管理者

(ウ) 構成員・・・・居宅介護支援事業所職員(検討内容によっては八幡平市地域包括支援センター職員も含む)

② 地域ケア会議への参加

医療介護の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。

Ⅳ ふれあいセンター安代デイサービスセンター

1 基本方針

プランに沿った適切なサービスを提供し、利用者が心身ともに健康で安定した生活が過ごせるよう支援する。また、安心して継続利用できる事業所となるように、利用者や家族、各関係機関との信頼をより高める。

2 重点目標

(ア) 利用者の尊厳を重んじ、節度ある言葉遣いで関わりをもつ

(イ) 感染症の拡大を防止するため、スタンダードプリコーションに加え、感染経路別の対策を実施する

(ウ) 介護事故ゼロに向け、ヒヤリハット報告書を年間12件以上提出する

(エ) 地域密着型通所介護への移行のため、稼働率83%以上、1日平均利用者数15人以上を目標とする

3 利用者数見込み

通所介護利用者 2,785名

介護予防・日常生活支援総合事業利用者 960名

4 職員体制

管理者兼 看護職員	看護職員	生活相談員 兼介護職員	介護職員	機能訓練指導員	調理師
1	1 (1)	2	3 (1)	2 (2)	2

() はうち非常勤職員

5 会議計画

①ふれあいセンター安代デイサービスセンター職員会議

業務内容、行事やレク活動、ヒヤリハットや介護事故の事例検討、利用者対応等について職員間で協議し、サービスの質の向上や職員の意識改革を図る。

(ア) 開催時期・・・月1回

②運営推進会議

地域密着型通所介護事業の適切な運営を図るため、事業の実施状況、評価、助言等の運営について協議することを目的とする。

(ア) 開催時期・・・6ヶ月に1回(9月と3月)

(イ) 担当者・・・管理者

(ウ) 構成員・・・利用者の代表者、家族の代表者、地域住民の代表者、八幡平市職員、理事長が認めた者

6 年間行事予定

月	内 容
4月	輪投げ、長さ比べ、スカットボール、ビンゴゲーム
5月	ビデオ鑑賞、タオル掛け、サイコロ転がし
6月	ソフトダーツ、すき焼きゲーム、誕生会
7月	ボウリングゲーム、ビンゴゲーム、魚釣りゲーム
8月	サッカーストラック的当て、双六ゲーム、玉入れ
9月	大金持ちゲーム、長さ比べ、誕生会
10月	ボウリングゲーム、コーンボール、ペタボード
11月	スカットボール、すき焼きゲーム、ソフトダーツ、茶話会
12月	マジックナイン、クリスマス会、誕生会
1月	運試しタオル掛け、節分鬼退治
2月	ローラー大作戦、リング&コーン、ポッチャ
3月	ウッドスティック、誕生会、ビンゴゲーム

V グループホームやがみ

1 基本方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の支援及び日常生活の援助や心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を送っていただくことと、利用者が有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

2 重点目標

- (ア) その人らしさ、個々の想いをカタチにするべく寄り添う支援を行う
- (イ) サービスの質向上のため、内部外部研修を通じ、自己研鑽に励む
- (ウ) 事業所内での介護事故を防ぐため、日々の状況把握や周知に努める
- (エ) 感染対策を継続し、健康で豊かな生活を提供する
- (オ) 稼働率 97%を目指す

3 利用者見込み数

利用者数 3,217 名（1 日平均 8.8 名）

4 職員体制

管理者 兼計画作成担当者	介護職員
1	6

5 各種会議

①運営推進会議

認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を図るため、事業の実施状況、評価、助言等運営について協議することを目的とする。

- (ア) 開催時期・・・6 ヶ月に 1 回
- (イ) 担当者・・・管理者
- (ウ) 構成員・・・利用者の代表者、家族の代表者、地域住民の代表者、八幡平市職員、理事長が認めた者

②グループホームやがみ職員会議

業務の見直しや利用者のカンファレンス・またサービス提供に関わる情報の共有を行い業務の統一化、質の向上を目指す。

- (ア) 開催時期・・・月 1 回
- (イ) 担当者・・・管理者
- (ウ) 構成員・・・利用者の代表者、家族の代表者、地域住民の代表者、八幡平市職員、理

事長が認めた者

6 年間行事計画

月	内 容
4 月	開所記念昼食会
5 月	母の日、ミニハイク
6 月	父の日
7 月	七夕、田山統一祭（ミニハイク）、夜間避難訓練
8 月	納涼祭、花火、ミニハイク
9 月	ミニハイク、敬老会
10 月	バスハイク、感謝祭（収穫祭）
11 月	ミニハイク
12 月	クリスマス・忘年会
1 月	正月行事、みずき団子飾り作り
2 月	節分豆まき
3 月	雛祭り、避難訓練

— 第 4 章 受 託 部 門 の 事 業 計 画 —

I りんどう苑在宅介護支援センター

1 基本方針

地域の相談窓口として体制を整えると共に、アウトリーチを行っていく。

2 重点目標

- (ア) 在支地域巡回：地域に出向き、発生している課題に対して相談支援を行う。また、相談窓口の周知を行う（月末月 1 回、田山地区と荒沢地区を交互に巡回）
- (イ) 認知症カフェ：認知症になっても住み慣れた場所で暮らし続けることができる地域づくりを行う（月 1 回最終木曜日、田山地区と荒沢地区にて交互に開催）。開催は感染症予防に対応した形で実施する
- (ウ) 介護予防及び家族介護支援：転倒予防教室、介護教室、介護者交流会のいずれかを開催する。開催方法や開催時期にあつては感染症予防に対応した形で実施する

Ⅱ ふれあいセンター安代高齢者生活支援ハウス

1 基本方針

共同生活の場において、利用される皆様が安心して日常生活が送れるよう、居住の提供と相談や調整等の支援をする。

2 重点目標

(ア) 環境整備や相談に応じることで、利用者が安心して生活できるよう支援する

3 職員体制

生活支援員
3
(3)

() はうち非常勤職員

－参考－

B C P (Business Continuity Plan)

緊急事態が発生した際に、企業が事業を継続したり、迅速な復旧を行うための必要な方針、手順

L I F E (Long-term care information system For Evidence)

科学的介護情報サービス

エビデンス (evidence)

根拠、証拠

ワークライフバランス

仕事と生活のバランスがとれた状態

コンプライアンス (compliance)

法令順守、企業や個人が法令や社会的ルールを守る意味

ガバナンス (governance)

統治、支配、管理を示す言葉

I C T (Information and CommunicationTechnology)

パソコンだけでなくスマートフォンなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理

スピーチロック

言葉によって身体的、または精神的な行動を抑制すること

コンセンサス (consensus)

意見の一致、合意